

2 計画の基本目標

基本理念の実現のため、次の4つの基本目標に基づき、施策を推進します。

1 共生社会の実現に向けた条件整備

- 共生社会の実現のために、広報や講演会、イベントなどを通じて障がいに対する正しい理解や交流の促進に努めます。
- 「障害者差別解消法」の趣旨の普及や、取組を推進します。

2 住み慣れた地域における自立と社会参加の促進

- 障がいや発達に課題のある子ども一人ひとりに応じた療育や支援のために、関係機関の連携や相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある人が生きがいを持って仕事に取り組み、能力を発揮できる機会の創出等を推進します。

3 福祉サービスの充実

- 地域での暮らしを支える福祉サービスの充実のため、関係機関と連携し、民間福祉施設やサービス提供体制の整備を支援します。
- 障がいのある人があらゆることを身近に相談でき、必要な情報や支援を得られる相談支援体制の強化を図ります。

4 安心・安全のまちづくり

- 今後も、バリアフリー化を推進し、障がいのある人が社会参加しやすい環境整備を図ります。
- 災害時において、障がい種別や程度に応じた情報伝達手段の確保や避難時の支援を推進します。





向日市
古都のむこう 魅力のふるさと

第3次向日市障がい者計画〈概要版〉

発行／向日市健康福祉部障がい者支援課
発行年月／平成29年3月

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20
TEL:075(931)1111 FAX:075(932)0800 E-mail:syogai@city.muko.lg.jp

概要版

第3次向日市障がい者計画

障がいのある人もない人も
いきいきと暮らせる
ぬくもりのあるまち

平成29年3月
向日市

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本市は、障がいのある人が地域の中でいきいきと共生できる社会の実現を目指し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

しかしながら、障がいのある人をめぐる社会・経済環境は大きく変化しています。こうした中でも、障がい福祉サービスの質や量を維持し、さらに向上させるためには、社会の急激な変化に対応した、新しい計画の策定が求められています。

このため、社会の変化や新たな課題などを踏まえて、新たに「第3次向日市障がい者計画」(以下、本計画という)を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)」として位置づけられます。本市の障がい者施策の、基本的な理念と方向性をまとめたものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、社会情勢の変化や法令・制度等の改正があれば、適時、必要な見直しを行います。

(4) 計画の基本理念

「第2次向日市障害者計画」の基本理念を引き継ぎ、本計画の基本理念を次のとおりに定めます。

基本理念
障がいのある人もない人も
いきいきと暮らせるぬくもりのあるまち

3 施策体系

基本目標 1 共生社会の実現に向けた条件整備

(1) 人権尊重、差別の禁止、合理的配慮の 広報・啓発活動の推進

- ① 障がいの理解を深める啓発の推進
- ② 障がいのある人の利益を守る各種制度の活用
- ③ 障がいのある人への虐待防止の推進
- ④ 学校教育における相互理解の促進と福祉教育の推進
- ⑤ 差別解消に向けた取組の推進



(2) スポーツ・文化・学習活動の促進

- ① スポーツ・レクリエーションの機会の拡充
- ② 学習環境の整備
- ③ 障がいのある人の活動の支援

基本目標 2 住み慣れた地域における自立と社会参加の促進



(1) 障がいのある子どもへの支援体制の強化

- ① 療育支援体制、相談体制の充実
- ② 一人ひとりの子どもの状況に応じた保育・特別支援教育の充実
- ③ 放課後や長期休業期間における支援の充実
- ④ 進路相談や卒業後の支援の充実
- ⑤ 療育・教育・保育に携わる人材の資質向上

(2) 雇用・就労などの支援

- ① 一般就労を推進するための体制整備
- ② 一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた一般就労への支援
- ③ 福祉的就労機会の充実と就労支援施設商品の販路拡大

基本目標 3 福祉サービスの充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

- ① 居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実
- ② 安心して暮らせる住まいの確保
- ③ さまざまな日中活動の場の確保
- ④ 移動・外出の支援
- ⑤ 医療と福祉の連携
- ⑥ 施設・病院から地域生活への移行を支援するための体制づくり
- ⑦ サービスの質の確保

(2) 保健・医療の充実

- ① 障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見
- ② 精神保健対策の充実
- ③ 受診しやすい環境の推進
- ④ 難病や高次脳機能障がいのある人に対する支援の推進

(3) 相談支援の連携・強化

- ① サービスや事業者に関する情報提供の充実
- ② 総合的な相談拠点の整備と活用
- ③ 相談機関のネットワークの構築
- ④ 相談支援に関わる人材の確保・育成

基本目標 4 安心・安全のまちづくり

(1) バリアフリー化の推進

- ① 公共施設・道路等のバリアフリー化の推進

(2) 緊急時対策の拡充

- ① 災害等緊急時における安全確保の体制づくり

